

森林施業プランナーとの連携

1. 森林施業プランナーとは

森林施業プランナー(以下、「プランナー」という。)は、森林所有者に代わって、水源涵養機能や木材生産機能など市町村森林整備計画におけるゾーニングに基づいた面的なまとまりを持つ計画である森林経営計画を作成します。それとともに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託します。その後、現場技術者への作業内容の指示から実行管理までを行います。このように、プランナーは森林所有者に代わって地域の森林を管理する重要な存在です。

2. 森林保険の提案

森林保険センターでは、全国森林組合連合会が開催するプランナー研修で、自然災害に対するリスク管理として森林保険に関する情報の提供を行っています。

施業後の森林における自然災害のリスクに対し

①森林整備の継続的な実施による多面的機能の維持

②林業経営上の経営リスクの低減を確保する上で、森林保険の加入はとても重要です。

プランナーが森林所有者に施業の提案をする際に、持続的・安定的な経営のためにリスク管理の重要性を伝えていただき、森林保険のご検討の呼びかけをお願いしています。

特に新植や間伐の後には自然災害を被るリスクが高くなります。森林所有者様に対してプランナーから森林施業プランと併せて森林保険の提案があった際は、是非、森林保険へのご加入をご検討ください。



冬の森林被害について(その1)

気象害等の研究者である(研)森林総合研究所森林災害・被害研究拠点の後藤拠点長、高橋チーム長に冬の気象害のお話を伺いました。

質問:冬の森林被害はどのようなものですか?
後藤:雪害と低温害が挙げられますが、今回は低温害についてお話しします。

低温害は大きく①凍害※②寒風害③凍裂の3つに分けられます。木は冬になると細胞内の糖分を高め、凍らないようにします(耐凍性を高める)が、急激な寒さで細胞の水分が凍るときに①凍害は起こります。早霜害や晩霜害は霜がつくことで起こると勘違いされますが、本当は耐凍性が備わっていないために起きます。被害発生は苗木段階で、凍害を受けた後、徐々に枯れるため、被害の判定が難しいです。

②寒風害は地面が凍り、水分を吸い上げられない状態で、蒸散が進むことで発生する乾燥の害です。尾根沿いなどでよく起こります。

③凍裂は冬の寒さで木の幹が縦に割れるものです。

質問:被害を防ぐ方法はありますか?

後藤:造林の際は冬の害を受けやすい地域か調べておく必要があります。昔は気象条件があわず被害が発生していても補植をし、成林していた可能性がありますので、改めて気象条件等を考慮し適地適木で造林を行うことが重要です。

質問:備えとして出来ることはありますか?

後藤:冬の害は予測することが難しく、これから植える人は森林保険加入が基本だと思います。

高橋:苗木が小さい頃は被害を受けやすいので、森林保険に加入し被害があっても再造林を確実にすることが大切です。

☆次号は雪害についてお伺します。
※保険事故の対象となる凍害は、異常低温下における凍結(凍裂含む)、寒風又は降霜による災害で、保険の目的の全部又は一部が枯死したものを言います。



(写真右:後藤拠点長、左:高橋チーム長)

森林保険Q&A



しつもん! 対象となる森林は?

人工林施業により造成した森林及び育成天然林施業により造成した森林が対象です。造成した森林が針葉樹か広葉樹かは問いません。ただし、以下の樹木は対象になりません。

- ツツジ、アジサイ等の低木
- 天然に生立している母樹等や契約締結後に天然に生立した樹木
- 契約締結後に補植や改植をした樹木

発行元: 国立研究開発法人森林総合研究所 森林保険センター
(HPアドレス: <http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>)